

令和 7 年 6 月 10 日

特別養護老人ホーム雅荘 身体拘束廃止に関する指針

(総則)

- 第 1 条 特別養護老人ホーム雅荘は（以下「当施設」という）では、入居者または他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 施設では身体拘束に関し、次の方針を定め、常に施設内に周知徹底させ身体拘束ゼロを目指す。
- ① 身体拘束を必要としない状態を目指し、全職員が一丸となって身体拘束廃止に取り組む。
 - ② 入居者の人格を尊重し、全職員が身体拘束廃止に関して共通の認識と行動をもつよう努める。
 - ③ 事故が起きない環境を整備し、臨機で柔軟な体制を確保する。
 - ④ 常に代替的な方法を考慮し、やむを得ず身体拘束を行う場合は、極めて限定的に行う。

(目的)

- 第 2 条 入居者の自立を支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で検討し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動する

(身体拘束廃止委員会の設置)

- 第 3 条 前条に基づき入居者に対して適切な判断と具体的な対応を図る為、身体拘束廃止委員会（以下「委員会」）を設置する。
- 2 委員会は 3 ヶ月に 1 回（必要に応じてその都度）開催し、入居者に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について協議し検討を重ね熟慮し決定する。
- 3 委員会委員は次に掲げる者で構成する。
- (1) 施設長
 - (2) 生活相談員
 - (3) 看護師
 - (4) 介護職員
 - (5) 介護支援専門員
 - (6) その他施設長が必要と認める者
- 以上をもって組織し、委員長はこの中から選出する。

4 委員会は、職員に対し身体拘束廃止に関する研修を年2回行う。

(身体拘束廃止委員会での協議)

第4条 第1条の2項の④の指針により、入居者の身体拘束を行う必要性が生じた場合、委員会は次の内容に基づき検討を行う。

- ① 入居者又は他の入居者の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合（切迫性）
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いと判断された場合（非代替制）
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること（一時性）

(身体拘束その他の行動制限について)

第5条 入居者が前条における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、委員会は職員に対し次の内容を指示する。

- ① 入居者又は家族に連絡を行い、身体拘束に関する説明（様式第1号）に基づいて入居者又は家族へ詳細な説明を行う。
- ② 入居者又は家族の同意を得た上で入居者に対して身体拘束をその他の行動制限が行われる場合は、職員は入居者の態様、時間及び心身の状況を記録する。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が行われている場合は、解除する事を目標にユニット会議または委員会において緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式第2号）に基づき継続的な会議を開催する。その記録は2年間保管する。

(身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修)

第6条 支援に関わる全ての職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員研修を行う。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新人職員に対する研修（入社して1年以内）の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

(指針の周知)

第7条 指針の閲覧について、職員・入居者及びその家族をはじめ外部の者に対していつでも本指針を閲覧できるよう事務所に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

(その他)

第 8 条 本指針は、身体拘束廃止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附録

この指針は平成 23 年 11 月 10 日から施行する。

この指針は平成 27 年 4 月 1 日より一部改正のうえ施行する。

この指針は令和 3 年 4 月 1 日より一部改正のうえ施行する。

この指針は令和 7 年 6 月 10 日より一部改正のうえ施行する。

身体拘束に関する同意書

様

1. あなたの状態が下記の①②③を満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 入居者（利用者）本人又は他の入居者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 ・場所 ・行為（部位・内容）	
拘束の時間帯及び 時間	
特記すべき心身の 状況	
拘束開始及び 解除の予定	年.....月.....日.....時から 年.....月.....日.....時まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

特別養護老人ホーム 雅荘 施設長

印

説明者

印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

印

（本人との続柄

）

特別養護老人ホーム 雅荘

様式第2号

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録簿

[illegible]